

地区会連絡部から地区会への活動費の補助に関する当面の取扱い

1. 目的

地区会がその活性化のために行う活動に関し、地区会連絡部が地区会に対して行う補助について、その手続および補助限度額を定めることを目的とする。

2. 補助の対象となる活動

地区会連絡部からの補助の対象となるのは、当該活動を通じて地区会の活性化に寄与すると認められるものに限る。

3. 補助申請手続

地区会活動費の補助申請は、地区会会長が地区会活動費補助申請書（様式1）を地区会連絡部長あてに提出することによって行う。

地区会連絡部長および地区会連絡部担当副会長は、地区会活動費補助申請書により当該活動の内容を検討し、補助の可否を決定する。

4. 補助限度額

地区会連絡部から地区会への活動費の補助の限度額は、ひとつの地区会に対し年間、10万円とする。

ただし、上記限度額にかかわらず、地区会連絡部長および地区会連絡部担当副会長が、活動が地区会の活性化に寄与するものと認めた場合は、正副会長会の承認を得て、この限度額をこえて補助することができるものとする。

5. 適用時期

この取扱いは制定と同時に適用を開始する。

制定 平成 15 年 12 月 18 日